§ 4 行政処分等

市民の安全な食生活を確保し、食品等による危害の発生を防止するため、監視指導等を行うとともに、必要な措置を講じた。また、食品等に関する苦情の申し出について、関係施設の調査・指導等を行った。

表250 処分等の内容

		施設総数	営業停止	営業禁止	回収命令	廃棄命令	返品命令	改善命令	指導票	始末書	無 許 可 営業警告	その他
総	数	394	6	1	-	-	-	-	372	9	4	2
Л	崎	50	3	1	ı	-	-	-	45	-	1	-
ŧ	幸	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
中	原	75	-	-	-	-	-	-	66	7	-	2
高	津	12	1	-	-	-	-	-	11	-	-	-
宮	前	29	-	-	-	-	-	-	29	-	-	-
多	摩	8	2	-	-	-	-	-	6	-	-	-
麻	生	212	-	-	-	-	-	-	209	-	3	-
中央卸売市場 食品衛生検査所		5	-	-	-	_	_	_	5	-	-	_
食 品 監 視	専 門 担 当	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-

注) 口頭説諭を含まない。

資料:健康安全部健康危機管理担当

表251 食品等の処分

品名	処 分	処分の理由
無し		

資料:健康安全部健康危機管理担当

表252 神奈川県食の安全・安心の確保推進条例第15条に基づく自主回収報告

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
着手報告受理件数	11	6	-	1	1	1	-	2
終了報告受理件数	14	6	-	2	1	2	-	3
着手報告取下げ件数	-	-	-	-	-	-	-	-

資料:健康安全部健康危機管理担当